

平成30年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 **284,211 千円**

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 **1,348,593 千円**

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)		
社会福祉	障害福祉サービス事業	576,629	431,508	0	0	52,740	92,381
	小計	576,629	431,508	0	0	52,740	92,381
社会保険	国民健康保険特別会計操出金	217,475	126,400	0	0	33,098	57,977
	介護保険特別会計操出金	389,956	3,364	0	0	140,494	246,098
	小計	607,431	129,764	0	0	173,592	304,075
保健衛生	子ども医療費助成事業	171,317	12,054	0	0	57,879	101,384
	小計	171,317	12,054	0	0	57,879	101,384
合計	1,355,377	573,326	0	0	284,211	497,840	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成29年度予算額(600,000千円)の19分の9に相当する額としています。

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。